

北海道消費生活審議会への諮問の概要について

1 諮問事項

第3次北海道消費生活基本計画策定の基本的な考え方について

2 諮問理由

道では、北海道消費生活条例第6条の2第1項の規定により、平成22年度を初年度とした北海道消費生活基本計画（以下「計画」という。）を定め、消費者の「権利尊重」と「自立の支援」という条例の基本理念に基づき、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めている。平成26年度を初年度とした第2次計画では、消費者教育の推進と高齢者等の被害の防止を重点的な施策として掲げ、取り組んできたが、平成31年度をもって、この計画の期間が終期となることから、第3次計画の策定が必要となっているところである。

現在、国においては、2020年度を初年度とする第4期消費者基本計画の検討中であり、北海道消費生活審議会においては、北海道消費生活条例の施行の状況等について検討を加えていることから、第3次計画の策定に当たってはこれらの内容等を反映することが適当である。

このような国及び北海道消費生活審議会における検討状況並びに消費者を取り巻く状況の変化等を踏まえた第3次計画策定の基本的な考え方について諮問する。

3 諮問の根拠（北海道消費生活条例から抜粋）

第6条の2 知事は、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針

(2) 道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

4 審議方法

(1) 北海道消費生活審議会に検討部会を設置（北海道消費生活条例第42条）

・ 設置理由：諮問事項について専門的な観点から効率的に審議するため。

・ 部会名称：（仮称）第3次北海道消費生活基本計画策定検討部会

・ 委員構成：会長が指名する委員をもって組織する。

(2) 審議期間及び審議回数

平成31年4月～平成31年10月

※審議会→2回（部会設置、部会報告）、検討部会→3回程度

5 第3次計画策定に係るスケジュール（案）

月 日	区 分	手 続 内 容
平成31年4月3日	審議会	▶ 諮問、部会設置、部会委員の選任
平成31年5月 }	第1回部会 }	▶ 部会長選任
平成31年10月		▶ 検討（3回程度）
		▶ 答申案作成
平成31年10月	審議会	▶ 部会報告、答申内容決定
平成31年11月	委員会	▶ 環境生活委員会報告（計画素案）
		▶ パブリックコメントの実施
平成32年3月		▶ 第3次計画決定、公表

